平成２６年（フ）第４８６号
埼玉県狭山市広瀬東３丁目33番６号、前住所東京都立川市一番町６丁目17番地の１　エステート立川一番町９棟103号
債務者　上條真実子
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　弥生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月８日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１００４号
大阪府羽曳野市学園前４丁目246番地の10
債務者　康野工務店こと康野修豪こと　康修豪
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩田　　勲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３８３号
愛知県岡崎市舞木町字茶屋河原80番地１　エスポワール舞木602
債務者　黒川　龍哉
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白鳥　亜紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月10日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２０５３号
横浜市港北区鳥山町25番地　小松ハイムＢ201号室
債務者　籾山　直樹
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土井川哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０１５号
横浜市中区山田町３番地７　ベンハウスⅡ番館503号室
債務者　山崎　玲子
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥　　祐介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第４７８号
埼玉県所沢市大字坂之下328番地の１
債務者　木下　和幸
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５５１号
埼玉県狭山市大字青柳63番地　新狭山ハイツ30棟303号
債務者　新井　浩子（旧姓境）
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５５３号
埼玉県所沢市大字久米1509番地の２　クレストヒル所沢202
債務者　川村美津子
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５５７号
埼玉県入間市久保稲荷１丁目10番地１　12―302
債務者　小鹿　悦男
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５６１号
埼玉県ふじみ野市北野１丁目１番２号　リエス上福岡202
債務者　立野　信司
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５７０号
埼玉県入間市大字下藤沢1323番地42
債務者　蛭田　真実（旧姓内藤）
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５８０号
埼玉県入間郡毛呂山町大字川角964番地８
債務者　齊藤百合子
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５８３号
埼玉県坂戸市千代田３丁目11番６―401号　第三原マンション
債務者　浅羽　洋子
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５８４号
埼玉県入間市小谷田１丁目１番19号
債務者　小山　太郎
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１１３号
千葉県山武郡九十九里町下貝塚891番地、住民票上の住所千葉県東金市下武射田888番地19
債務者　行木　弘美
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１４６号
千葉県山武市井之内10―９、住民票上の住所千葉県山武郡九十九里町下貝塚891番地
債務者　行木　聖一
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係